一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第四号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第十八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日。第二十一項第一号及び第二十二項第一号において同じ。）」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二十一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十二項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第四号中「提出年月日」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十四項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第十八条の十五の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第三項第一号ロにおいて同じ。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　氏名、住所又は個人番号の変更をした場合　その変更前の氏名、住所及び個人番号並びにその変更後の氏名、住所及び個人番号

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号

第十八条の十五の四第三項第一号イ中「事項」の下に「及び当該非課税口座異動届出書に係る第一項第二号の金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同号ロ中「及び住所並びに」を「、住所及び個人番号」に改め、「事項」の下に「並びに当該非課税口座移管依頼書に係る前項第一号の移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十五の五第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改め、同条第五号中「及び所在地並びに移管先の営業所の名称及び所在地」を「、所在地及び当該移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号並びに移管先の営業所の名称、所在地及び当該移管先の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号」に改める。

第十八条の十五の六第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改める。

第十八条の十五の九第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改め、同項第三号中「電話番号」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十九第一項第一号中「及び住所又は居所（」を「、住所又は居所及び当該贈与をした者の個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この号において同じ。）（」に、「及び住所又は居所並びに」を「、住所又は居所及び個人番号並びに」に改め、同条第十二項第一号及び第十三項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改め、同項第三号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」に改め、同条第十五項第一号及び第四号、第十八項第一号及び第四号、第十九項第一号及び第三号、第二十六項第一号及び第三号、第二十七項第一号及び第五号、第二十八項第一号及び第四号並びに第二十九項第一号及び第三号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改め、同条第三十項第一号中「認定後の名称及び主たる事務所の所在地」の下に「並びに当該特定一般法人の法人番号」を加え、同条第三十一項第一号中「処分後の名称及び主たる事務所の所在地」の下に「並びに当該公益法人等の法人番号」を加え、同条第三十二項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改める。

第十八条の二十一第十八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第四号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第十八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日。第二十一項第一号及び第二十二項第一号において同じ。）」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十二項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第四号中「提出年月日」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十四項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第十八条の十五の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第三項第一号ロにおいて同じ。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　氏名、住所又は個人番号の変更をした場合　その変更前の氏名、住所及び個人番号並びにその変更後の氏名、住所及び個人番号

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号

第十八条の十五の四第三項第一号イ中「事項」の下に「及び当該非課税口座異動届出書に係る第一項第二号の金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同号ロ中「及び住所並びに」を「、住所及び個人番号」に改め、「事項」の下に「並びに当該非課税口座移管依頼書に係る前項第一号の移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十五の五第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改め、同条第五号中「及び所在地並びに移管先の営業所の名称及び所在地」を「、所在地及び当該移管前の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号並びに移管先の営業所の名称、所在地及び当該移管先の営業所に係る金融商品取引業者等の法人番号」に改める。

第十八条の十五の六第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改める。

第十八条の十五の九第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に改め、同項第三号中「電話番号」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加える。

第十八条の十九第一項第一号中「及び住所又は居所（」を「、住所又は居所及び当該贈与をした者の個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。以下この号において同じ。）（」に、「及び住所又は居所並びに」を「、住所又は居所及び個人番号並びに」に改め、同条第十二項第一号及び第十三項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改め、同項第三号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）」に改め、同条第十五項第一号及び第四号、第十八項第一号及び第四号、第十九項第一号及び第三号、第二十六項第一号及び第三号、第二十七項第一号及び第五号、第二十八項第一号及び第四号並びに第二十九項第一号及び第三号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改め、同条第三十項第一号中「認定後の名称及び主たる事務所の所在地」の下に「並びに当該特定一般法人の法人番号」を加え、同条第三十一項第一号中「処分後の名称及び主たる事務所の所在地」の下に「並びに当該公益法人等の法人番号」を加え、同条第三十二項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「、主たる事務所の所在地及び法人番号」に改める。

第十八条の二十一第十八項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第十八条の二十三の二第十七項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加え、同条第十八項中「前項に」を「第十七項に」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　法第四十一条の三の二第一項又は第五項の規定により法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条第一項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第十九条の六第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。」及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場所。」の下に「以下この号、」を、「住所等」という。）」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」を加え、同条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請書を提出する者が法人番号を有する場合には、その者の法人番号

第十九条の七第十三項中「第十八項まで及び第二十三項から第二十九項まで」を「第二十一項まで及び第二十六項から第三十二項まで」に、「第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」を「第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」に改め、同項の表第十六項第二号の項中「第十六項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同表第二十三項第三号の項中「第二十三項第四号」を「第二十六項第三号」に改め、同表第二十三項第四号及び第五号の項中「第二十三項第四号」を「第二十六項第四号」に改め、同表第二十四項第一号の項中「第二十四項第一号」を「第二十七項第一号」に改め、同表第二十四項第三号の項中「第二十四項第三号」を「第二十七項第三号」に、「第十九項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同表第二十八項の項、第二十八項の表第二項第二号の項の項、第二十八項の表第三項及び第三項第一号の項の項及び第二十八項の表第五項第四号の項の項中「第二十八項」を「第三十一項」に改め、同表第二十九項の項中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同条第十七項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同項第七号中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項第八号中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同条第四項中「第六項まで」を「この条」に改め、同項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第二十六条の三十第十二項」を「第二十六条の三十第十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二十六条の三十第十二項」を「第二十六条の三十第十三項」に改め、同項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同項第四号中「書類」の下に「又は施行令第二十六条の三十第十一項の規定により確認した第六項に規定する書類」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書等」という。）」を「特例適用申告書等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。